

番 号	7-3	受付年月日	令和7年5月26日
件 名	「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書	陳 情 者	福島県教職員組合 中央執行委員長 瀬戸 禎子
紹介議員		付託委員会	

陳情全文

「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求めることについて

2025年 5月26日

只見町議会議長 佐藤 孝義 様

陳情者 福島市上浜町10-38
福島県教職員組合
中央執行委員長 瀬戸 禎子
TEL 024-522-6141

陳情の趣旨

東日本大震災から14年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和7年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、5億円が予算化されています。(前年度2億円減)

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和3年3月9日、『「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について』が閣議決定されました。その中で令和3年度から7年度までの5年間で新たな復興期間として「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められています。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

「被災児童生徒就学支援等事業」での「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となりました。今日においても、福島県では、令和6年4月1日時点で約3千人(自主避難を除く)もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています(福島県こども・青少年政策課公表)。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められます。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、いきとどいた支援が保障されるよう、下記事項について強く要請します。

つきましては、下記の通り、令和8年度においても「被災児童生徒就学支援等事業」を継続し、被災児童生徒の就学支援に必要な財政措置を行うよう、関係諸機関に対し意見書の提出により要請することを陳情いたします。

陳情事項

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和8年度以降も、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を提出すること。

要請先 復興大臣 文部科学大臣 総務大臣 財務大臣